

ワコンニュース

川崎市宮前区版 2022年3月25日掲載

市政報告

「空き家」対策、待ったなし

抑制と利活用で地域コミュニティ活性化を

みらい川崎市議会議員団 おだかつひさ

川崎市の「空き家」は、戸建てで「長期にわ

約7万6000戸で、住 たって不在の空き家」の

宅の10戸に1戸の割合い 5200戸が対象です。

です。増加傾向は続き、 調査によると①空き家

野村総研によると2003 になって5年以上の物件

3年には、全国で3戸に が全体の6割以上を占

1戸が空き家になる衝撃 め、所有者の高齢化が進

的な試算をしています。 んでいる。②空き家にな

川崎市の空き家の現状 る理由は「相続したが、

川崎市の空き家対策 め」で、活用についても



おだ かつひさ

1961年幸区生まれ。駒場東邦高校、中央大学
法学部卒業(地方自治、都市政策専攻)国会議
員秘書を経て、2003年市議会初当選、現在5期
目。健康福祉委員会委員、2021年5月、市議会
副議長に就任。好きな言葉「知行合一」、嫌
を避くる者は 皆内足らざるなり」有馬在住

おだかつひさ

「どんな用途にも利用し
ていない」が一番多い、
などの特徴があります。
この調査から①空き家
の多くは、親が持ち家か
ら介護施設に入居した
り、相続後の実家の子が
放置するところから始ま
る。②老朽化する前に空
き家の積極的な利・活用
を図ることが重要。など
の課題が読み取れます。

「特措法」は成立したが
15年に「空家等対策の
推進に関する特別措置
法」が施行されました。
市の判断で「空き家」
が、管理不全の「特定空
家等」と認定されれば、

「空き家」解決に向けて
今後の空き家対策につ
いては、「特定空家等」
の発生抑制に力点を置く
こと、及び所有権移転

所有者に対して除却、修
繕、立木の伐採など、必
要な措置を指導、勧告、
命令などできるような
りました。命令に従わな
い場合には、強制執行も
可能になりました。

「認定手続き」がスムー
ズに進むように「判断基
準」と「手順」を整理す
るガイドラインの早急な
整備を求めています。

しかし、私有財産に対
する市の関与が可能な
なったとはいえ、特措法
の成立だけで「空き家」
問題を解決することは難
しいのです。さらに「特
定空家等」に認定して
も、所有者が除却費用を
捻出せずに、市がこの補
助を行えば、「放ってお
いた方が得だ」とのモラ
ルハザードを起こす懸念
もあるのです。

「空き家」の利・活用
に、地域ニーズとの積極
的なマッチングを行う仕
組みも大切です。例え
ば、世田谷区の、空き家
を「民間図書館」や「多
目的使用」のコミュニ
ティースペースとして活
用する事業などを参考に
川崎モデルを構築したい
と考えています。